

岐阜県看護協会立  
訪問看護ステーション高山

「指定訪問看護」  
「指定介護予防訪問看護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険及び医療保険の指定を受けています。

事業所	公益社団法人岐阜県看護協会 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山
事業所番号	2162790014（介護保険）
事業所番号	27, 9001, 4（医療保険）

<事業所名> 公益社団法人岐阜県看護協会  
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山

<住所> 高山市冬頭町588番1

<代表者名> 管理者 丸山 敦子 印

以下の内容の説明を受け、了承しました

令和 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

## 1. 開設者

- (1) 法人名 公益社団法人岐阜県看護協会
- (2) 法人所在地 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
- (3) 電話番号 058-277-1008
- (4) 代表者氏名 会長 青木 京子
- (5) 設立月日 昭和56年4月1日（平成24年4月1日公益社団法人移行）

## 2. 開設者の性格及び会員

事業者は、岐阜県知事の設立許可を受けた公益法人で、公益事業を行なうことを目的として活動しています。

会員は、保健師、助産師、看護師、准看護師で構成されています。

## 3. 開設者の目的及び主な事業

### (1) 目的

職業倫理の向上、看護に関する専門教育及び学術の研鑽  
県民の健康と福祉の向上に寄与

### (2) 事業

地域住民看護サービスの実施  
看護職員の専門技術の研修  
岐阜県ナースセンターの運営（無料職業紹介など）  
訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の設置運営

## 4. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護事業所
- (2) 事業の目的 当事業所は、介護保険法令等に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、訪問看護という）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山
- (4) 事業所の所在地 (〒506-0001)  
岐阜県高山市冬頭町588番1  
電話番号 0577-35-2566  
FAX番号 0577-36-0525
- (5) 管理者 氏名 丸山 敦子
- (8) 開設年月日 平成 6年 4月 1日

## 5. 事業所の運営方針

- (1) 要介護・要支援状態にある高齢者など、継続して治療を受ける状態にある方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るようにサービスを提供します。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するように、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供します。
- (3) 利用者の意思を尊重し、適切かつ的確なサービスを提供します。
- (4) 看護の心をもって接し、利用者の療養上の負担の軽減に努めます。

## 6. 事業所等の名称及び所在地は次のとおりとします。

### (1) 事業所

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション高山	高山市冬頭町 588 番 1

### (2) 出張所

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション古川	飛騨市古川町下気多 990 番地 飛騨市多機能型障がい者支援センター 古川いこい内
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション下呂	下呂市森 791-27

## 7. 通常の事業の実施区域

- (1) 通常の事業の実施地域は、高山市、飛騨市、下呂市及び中津川市の区域です。
- (2) 出張所の事業の実施地域は、次のとおりです。

出張所名	実施地域
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション古川	高山市国府町、同上宝町、 同奥飛騨温泉郷、飛騨市全域
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション下呂	下呂市全域、中津川市加子母

## 8. 事業所の職員体制

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	1 名
訪問看護師	3 名以上
訪問理学療法士	1 名以上
事務職員	1 名以上

## 9. 事業所の営業日及び営業時間

営業日・営業時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分  
土曜日、日曜日及び国民の祝日は休業

ただし、営業日以外の日及び営業時間以外の時間は職員が待機します。

また、営業日以外の日及び営業時間以外の時間に訪問が計画されている場合は、サービスを提供します。

## 10. 当事業所が提供するサービス利用料金

### (1) 医療保険適応

老人保険・健康保険に関しては1～3割負担になります。詳しい利用料については御相談下さい。

なお、交通費については、1回の訪問看護について次の規定料金を頂きます。

ステーション等からの距離	交通費
10km未満	250円
10km以上20km未満	500円
20km以上	20km 550円 以後1km超過する毎に50円加算

(注) 「ステーション等からの距離」は、片道の行程とします。

### (2) 介護保険適応

基本料金は、介護保険の利用者負担割合（1～3割）になります。

※ 別表を御参照下さい

#### \* 加算料金

※ 別表を御参照下さい

### (3) キャンセル料金

- ・利用者からのサービスの中止については、早めにご連絡ください。
- ・利用予定日の朝8時30分までに申し出がない場合、訪問時に不在の場合は、キャンセル料として、基本利用料の60%を徴収させていただきます。
- ・止むを得ない事情により、当日のサービス変更・中止された場合、その都度ご相談させていただきます。

(4) 医療保険、介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### (5) 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日頃にお渡します。

支払方法（集金・銀行振込・口座振替 ひだ信・高信・JA）

## 1 1. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスの利用開始

主治医にご相談ください。訪問看護の利用に対する主治医の同意・指示が必要です。また、担当介護支援専門員にもご相談ください。当職員がお伺いして契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービス提供を行なう看護師

サービス提供時に、担当の看護師を決定します。但し、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

### (3) 訪問看護師の交替

#### ①利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問看護師の交替を申し出ることが出来ます。但し利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。

#### ②事業所からの訪問看護師の交替

事業所の都合により、訪問看護師を交代することがあります。訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮するものとします。

### (4) サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は、当事業所が提供するサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

#### ②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行ないます。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ③研修・実習の受け入れ

当施設は、看護学生の実習や継続研修等教育の協力機関となっております。学生等の実習やご協力については、事前に確認し、同意を得ます。

### (5) 訪問看護師の禁止行為

#### ①利用者若しくはその家族等からの物品等の授受

#### ②利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供

### (6) 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の設置、虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備を行うと共に、職員に研修

を定期的実施する等の措置を講じます。

#### (7) 身体的拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

#### (8) サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月ですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中、以下のような理由が生じた場合、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②利用者の状態が改善し、主治医が指示を終了した場合
- ③事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失等によりサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険等の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合

### 12. 守秘義務

個人情報の保護に関する法律に遵守して、個人の権利、利益を保護するために下記の通り個人情報の保護に関する方針を定めて実施しています。

- ①個人情報は適正な取得に努め、利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
- ②通常、必要と考えられる個人情報の範囲はサービスの提供に必要な情報です。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応をいたします。意思表示がなかった場合には同意が得られたものとします。前記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ利用者の同意を得ます。ただし、都道府県などの外部調査機関などは第三者に該当しないために、文書で同意を得ないことがあります。
- ③個人情報の保護に関する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合は、調査のうえ対応します。
- ⑤従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守します。
- ⑥個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏えい、紛失、不正アクセス、破壊などの問題発生時には速やかに対処します。

⑦個人情報の開示を求められた場合は、規定の手続きに従って開示します。

### 1 3. 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 4. 感染症対策の強化

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、指針の整備を行うと共に職員に研修、訓練を定期的実施する等の措置を講じます。

### 1 5. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 1 6. 相談、要望、苦情の受付

#### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情や御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山  
(担当者) 管理者 丸山 敦子  
高山市冬頭町588番1  
電話 0577-35-2566

- 受付時間 毎週月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市町村の介護保険担当課又は岐阜県国民健康保険団体連合会で受付ています。

##### ① お住まいの市町村介護保険担当課

高山市役所 市民福祉部高年介護課

高山市花岡町2丁目18番地

0577-35-3178

飛騨市役所 市民福祉部地域包括ケア課

飛騨市古川町若宮2丁目1-60

0577-73-6233

下呂市役所 福祉部高齢福祉課  
下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館内  
0 5 7 6 - 5 3 - 0 1 5 3

中津川市役所 介護保険課  
中津川市かやの木町 2 番 5 号  
0 5 7 3 - 6 6 - 1 1 1 1

②岐阜県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 岐阜県福祉・農業会館内  
0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6

③岐阜県社会福祉協議会（岐阜県運営適正化委員会）

岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 岐阜県福祉・農業会館内  
0 5 8 - 2 7 8 - 5 1 3 6

1 7. 事故発生、緊急時の対応

- (1) 速やかに利用者の家族、主治医、担当介護支援専門員等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 必要時には、保険者・県や関係市町村等にも連絡し、速やかに解決します。

1 8. 損害賠償

- (1) 事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- (2) 但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 9. 「介護サービス情報の公表」制度

- (1) 介護保険法の改正により、平成 1 8 年 4 月から「介護サービス情報の公表」制度が導入され、介護サービス事業者にその内容および運営について公表することが義務付けられました。この制度の導入により、利用者や家族等が、公表された情報を活用しながら適切な事業者を選択することが可能となり、また、事業者においては、サービスの改善への取り組みが促進され、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されています。
- (2) 当事業所も、介護サービス情報の公表における調査を受けて適正に報告し、サービスの改善や質の向上に取り組んでいます。

2 0. その他

地震・台風・大雪など、自然災害発生時にはサービスの変更・休止などの急なお願いをする場合がありますので、ご了承ください。

また、暴風雨警報発令時や相当な積雪時、災害発生時など、安全で円滑な訪問ができないと認められる場合は、サービスの提供は中止させていただきますので、ご了承ください。

別紙

## 介護保険 利用料

		(介護)	(予防)	
基本 利用料	30分未満	471円/回	451円/回	
	30分以上1時間未満	823円/回	794円/回	
	1時間以上1時間30分未満	1,128円/回	1,090円/回	
	理学療法士訪問(20分/回)	40分	588円/回	568円/回
		60分	795円/回	426円/回

基本 利用料に 加算さ れる項 目	訪問看護サービス提供体制加算 ・リハビリの場合は20分で1回加算となります		6円/回	6円/回
	早朝・夜間の訪問 (早朝・・・午前6時～午前8時) (夜間・・・午後6時～午後10時)		25%加算	
	深夜の訪問 (深夜・・・午後10時～翌朝6時)		50%加算	
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(緊急時に訪問する場合)		574円/月	574円/月
	特別管理加算(Ⅰ) (留置カテーテル・気管カニューレ等)		500円/月	500円/月
	特別管理加算(Ⅱ) (在宅酸素・重度褥瘡等)		250円/月	250円/月
	長時間訪問看護加算(1時間半以上の場合)		300円/回	300円/月
	複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254円/回	254円/回
		30分以上	402円/回	402円/回
	*初回加算	(Ⅰ)	350円/月	350円/月
		(Ⅱ)	300円/月	300円/月
	*退院時共同指導加算		600円/月	600円/月
	ターミナルケア加算 (看取りをされる場合)		2,500円/ 死亡月	-
	特別地域訪問看護加算		15%加算	
	看護体制強化加算		550円/月	-
専門管理加算		250円/月	250円/月	

\*はどちらか一方のみ

上記、記載の金額は、保険料1割負担の表記です。  
 2割負担については、記載の金額に2をかけた額です。  
 3割負担については、記載の金額に3をかけた額となります。

当事業所が提供する私費による訪問看護サービス

- (1) 私費による訪問看護サービスの内容及び利用料金は次の表のとおりで、全額自己負担となります。

別表 1

私費サービスの内容	時 間 区 分	利用料
① 平日の訪問看護 (30分につき)	日中 (8~18時)	5,000円
	夜間 (18~22時) 早朝 (6~8時)	6,250円
	深夜 (22~6時)	7,500円
② 土曜・日曜・祝祭日の 訪問看護 (30分につき)	日中 (8~18時)	7,500円
	夜間 (18~22時) 早朝 (6~8時)	9,375円
	深夜 (22~6時)	11,250円
③ 死後の処置		11,000円
④ 理学療法士による 身体計測	1回につき	11,000円
⑤ 交通費		医療保険制度による訪問 看護の交通費に準ずる

